麺類協同組合府中支部会則

第1章 総則

第1条（名称）

本支部は、麺類協同組合府中支部（以下「本支部」という。）と称する。

第2条（位置づけ）

本支部は、上部団体である麺類協同組合の支部として設置し、上部団体の定款、規約及び諸規程に従い、府中地域における支部活動を行う。

第3条（目的）

本支部は、組合員相互の親睦と協力を深め、麺類業界の健全な発展、組合員の経営安定及び地域社会への貢献を図ることを目的とする。

第4条（事務所）

本支部の事務所は、支部長が指定する場所に置く。

第2章 事業

第5条（事業内容）

本支部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 組合員相互の親睦及び交流に関する事業
2. 麺類業界の発展及び経営改善に関する事業
3. 食品衛生及び技術向上に関する情報の共有
4. 上部団体及び関係団体との連絡調整
5. 慶弔及び相互扶助に関する事業
6. 研修会、懇親会その他必要な行事の開催
7. その他、本支部の目的達成に必要な事業

第3章 組合員

第6条（組合員の資格）

本支部の組合員は、上部団体の組合員のうち、府中支部に所属する者とする。組合員資格及び所属に関する事項は、上部団体の定款及び規約に従う。

第7条（組合員の権利）

組合員は、本支部の事業及び行事に参加し、本支部の運営について意見を述べることができる。

第8条（組合員の義務）

組合員は、本会則及び総会の決議を遵守し、本支部の事業運営に協力するとともに、所定の月会費その他総会で定められた負担金を納入しなければならない。

第9条（資格の喪失）

組合員が上部団体の組合員資格を喪失したときは、原則として本支部の組合員資格も喪失する。ただし、上部団体の定款及び規約に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

第4章 役員

第10条（役員の構成）

本支部に、次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 若干名
3. 会計 1名
4. 監査役 1名又は2名

第11条（役員の選任）

役員は、総会において組合員の中から選任する。ただし、上部団体の定款、規約等に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

第12条（役員の職務）

1. 支部長は、本支部を代表し、支部業務を統括する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本支部の収入及び支出を管理し、会計帳簿及び関係書類を整備する。
4. 監査役は、本支部の会計及び業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第13条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条（役員の報酬等）

役員は、原則として無報酬とする。ただし、職務上必要な費用については、本支部の予算の範囲内で支給することができる。報酬を支給する場合は、総会の承認を得るものとする。

第5章 会議

第15条（会議の種類）

本支部の会議は、総会及び役員会とする。

第16条（総会の開催）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後、原則として3か月以内に開催する。

3. 臨時総会は、支部長が必要と認めたとき、又は組合員の3分の1以上から開催の請求があったときに開催する。

4. 総会を招集するときは、原則として開催日の7日前までに、日時、場所及び議題を組合員に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第17条（総会の議決事項）

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 事業計画及び事業報告
2. 収支予算及び決算
3. 役員の選任及び解任
4. 月会費及び臨時負担金の額
5. 慶弔に関する事項

6. 会則の制定、改正及び廃止
7. その他、本支部の運営上重要な事項

第18条（総会の議決方法）

総会の議事は、出席した組合員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長が決する。ただし、上部団体の定款、規約等に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

第19条（役員会）

役員会は、支部長、副支部長、会計及び監査役をもって構成する。
2. 役員会は、支部長が必要と認めたときに開催する。
3. 役員会は、総会で決定した事項の執行、行事の企画及びその他の日常的な支部運営について協議する。
4. 重要事項については、必要に応じて総会に諮るものとする。

第6章 会計

第20条（経費）

本支部の経費は、月会費、上部団体からの交付金、行事収入、寄付金その他の収入をもって充てる。

第21条（月会費）

組合員は、本支部の運営に必要な経費として、月会費を納入するものとする。
2. 月会費の金額及び納入方法は、総会の議決により定める。
3. 月会費は、原則として毎月納入するものとする。
4. 特別な事情がある場合の会費の減免その他必要な事項については、役員会で協議のうえ、総会の承認を得て定める。

第22条（会計年度）

本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条（決算及び監査）

会計は、毎会計年度終了後、収支決算書及び関係書類を作成し、監査役の監査を受けなければならない。
2. 監査役は、監査結果を通常総会に報告する。
3. 決算は、総会の承認を得るものとする。

第7章 慶弔

第24条（慶弔及び見舞い）

本支部は、組合員相互の親睦及び相互扶助を目的として、慶弔及び見舞いに関する事業を行うことができる。

第25条（慶弔の対象及び金額）

慶弔金及び見舞金の対象者、支給条件、金額及び申請方法その他必要な事項は、別に定める慶弔規程による。
2. 慶弔規程の制定及び改廃は、総会の議決による。
3. 慶弔金及び見舞金の支給は、本支部の財政状況を考慮して行うものとする。

第8章 雑則

第26条（会則の改正）

本会則の改正又は廃止は、総会の議決による。ただし、上部団体の承認その他所定の手続が必要な場合は、その手続を経るものとする。

第27条（会則に定めのない事項）

本会則に定めのない事項については、役員会で協議し、必要に応じて総会の承認を得るものとする。ただし、上部団体の定款、規約及び諸規程に定めがある事項については、それらの定めに従う。

附則

1. 本会則は、昭和35年1月1日から施行する。
2. 本会則の施行に必要な事項は、上部団体の定款、規約及び諸規程に従い、必要に応じて別に定める。